

福岡市政に対する提言

福岡商工会議所

わが国経済は、大企業を中心に緩やかな回復基調にあり、雇用環境に改善が見られるものの、中小企業・小規模事業者においては、価格競争の激化、人材不足の深刻化、人件費の上昇などにより、依然として厳しい環境が続いている。さらに、為替・株価などの先行き不透明感に加え、近年頻発している自然災害は九州のみならずわが国全体にも影響を及ぼしており、これらの動向を注視していかなければならない。

こうした中、平成31年に予定されている消費税の再引き上げへの対応や人口減少による国内市場の縮小などに対応するため、企業数と雇用の大多数を占め、地域経済・社会の重要な担い手である中小企業・小規模事業者の経営体質を強化することが求められている。同時に、福岡市が都市圏の核として、九州さらにはアジアとの連携を図り、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」としての役割を担うには、ビジネス拠点の形成、都市機能の強化、観光振興の推進などにより、国際競争力強化への取り組みが求められている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック、更にそれと前後して福岡市が開催地となる2019年のラグビーワールドカップ、2021年世界水泳選手権は九州・福岡にとって追い風であり、地域資源を活用し、観光をはじめ積極的に域外の需要を呼び込むことが重要である。国家戦略特区は、これらの起爆剤として最大限活かしていかなければならない。

こうした観点のもと、福岡市政に対し、中小企業・小規模事業者や地域の活力強化に資する以下の事項の実現を求める。

福岡商工会議所は、地域総合経済団体として、中小企業・小規模事業者支援、地域活性化支援等を通じ、福岡の発展を目指し、福岡市と協働していく所存である。

I. 福岡の強みを活かした経済・産業振興

1. 食・ファッション関連産業の振興やクリエイティブ関連産業の集積を通じた産業振興

福岡市の強みである食やファッション分野の振興は、加工製造、販売やサービス分野、さらにその魅力を発信することで、観光面での集客強化に繋がるなど幅広い業種の活性化に寄与する。これまでも関連企業・団体、行政などが一体となって振興策や地域の賑わい創出に取り組み大きな成果をあげてきており、より成果を高めるために、年々内容を拡充し実施しているところである。引き続き積極的に支援されたい。

また、成長を続けるクリエイティブ（コンテンツ）分野についても、関連産業の集積を図り、集客や経済の活性化を図られたい。

- 「Food EXPO Kyushu」を継続して開催し、食の都としてのブランド化を図られたい。
- 「福岡アジアコレクション」「ファッションウィーク福岡」の開催や国内外へのプロモーションにより、ファッションの街・ショッピングの街としてのブランド形成を図られたい。あわせて、関連産業に従事する人材育成などの取り組みに対して支援されたい。
- アニメ、ゲーム、ソフト、音楽などクリエイティブ（コンテンツ）産業における人材

育成やビジネスマッチング、海外展開などの振興策を図られたい。

- 恒常的に人材や資源が不足している中小企業に、気づきと出会いの機会をつくりイノベーションを起こす環境を整えるため、IoT・ICT等を活用したビジネスチャンスの創出に取り組まれたたい。

2. 国際ビジネス促進による経済振興

企業の海外展開意欲は依然高い状態にある中、多くの中小企業が海外に現地法人を設立し、海外販路の拡大に取り組んでいる。大企業に比べて経営資源が乏しい中小企業の多くは、節目節目での支援を必要としていることから、国家戦略特区を活用した規制緩和などの環境整備に取り組み、国際ビジネス促進を図る中小企業に対し積極的な支援を推進されたい。

- 国家戦略特区を活用し、中小企業でも外国人人材を雇用しやすい環境を整え、事業の維持・拡大が図れるよう規制緩和を推進されたい。
- 海外進出、海外販路拡大など、海外ビジネスを展開する地場企業への支援および外国企業とのビジネス連携の促進を図られたい。
- 福岡市は、世界8都市と姉妹都市を締結するなど、世界の様々な国や都市と友好関係を築いている。その国際関係を活かして、積極的なビジネスチャンスの創出に取り組まれたたい。
- 福岡で就職を希望する優秀な留学生の確保や留学生が地元に着定できる環境づくりに取り組み、グローバル人材の育成および着定を図られたい。

3. 「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興

(1) 「WITH THE KYUSHU プロジェクト」の推進

現在、福岡市で取り組んでいる「WITH THE KYUSHU プロジェクト」の一層の推進により、九州各県・各都市との広域連携による国内外プロモーションを展開されたい。

特に、昨年の熊本地震や本年7月の九州北部豪雨における被災地の早期の復旧・復興も含め、観光産業への風評被害を払拭するためにも、福岡市の発信力を最大限に活用されたい。

- 九州各県・各都市と連携した国内外プロモーションの展開

(2) MICEの推進

MICEは高い経済波及効果が期待でき、地域の活性化や福岡の国際的な知名度の向上に大きく資するものである。今後も大規模な国際会議や国際見本市・展示会等を誘致するとともに、官民連携により受け入れ施設・機能などの環境整備を図られたい。

- 大規模化する展示商談会などのコンベンション需要に対応できるような大規模コンベンション施設を整備されたい。
- 歴史的建造物や文化施設をレセプション等の会場として活用（ユニークベニュー）することは、MICE誘致の競争力強化に効果的であることから、文化施設・公共空間等の利用開放、利用可能な施設や公共空間の開発を推進されたい。
- 国家戦略特区を活用した道路占用事業について、パーティーやシティプロモーションのイベントへの利用促進を図られたい。
- MICEなどの国内外来訪者に関するビッグデータの収集に取り組まれたたい。また、民間企業にとってマーケティングに有益と考える情報を入手した際には、積極的な情報提供を図られたい。

(3) クルーズ船誘致および円滑な受け入れに向けた整備

博多港に寄港する外航クルーズ船についても船型の大型化、寄港数の増加が顕著である。今後も拡大するクルーズ需要に対応できるよう受け入れ体制の整備を図りたい。

- クルーズ船誘致のためのプロモーション活動を引き続き推進されたい。また、来航した外国人観光客に対し、リピーター化に繋がる施策を講じられたい。
- 大型クルーズ船の寄港に対応するための岸壁を早期に整備されたい。
- C I Qの人員体制の強化により、入国審査手続きの迅速化を図られたい。
- 観光客の集中する観光地や商業施設を中心に、観光バス駐車場の整備拡充に取り組まれたい。

(4) 地域資源の活用

① 伝統芸能の積極的活用

観光庁の統計（平成29年4～6月期報告書）によれば、外国人観光客が訪日前に期待していたこととしては、「日本食を食べること」が複数回答で68.4%、単一回答で25.0%と最も多いが、「日本の歴史・伝統文化の体験」も複数回答で16.8%（9位）、単一回答で4.7%（7位）と一定のニーズが存在する。

そのような中、福岡市は、「博多芸妓」、「博多独楽」、「筑紫舞」、「博多仁和加」など、伝統芸能が地域に根付いており、日本の歴史と文化に触れ、体験できる都市である。さらに、全国的に見て芸妓文化が存続する数少ない都市でもあり、伝統芸能のもつ観光資源としてのポテンシャルは高いものがある。

外国人観光客の旅行の目的が「モノからコト」へ変化する中、旅行者のニーズを満たしリピーターを増やすことは、さらに観光客を増加させる好循環を生み出すことが期待される。日本独自の伝統芸能を観光資源として活用することは、非常に有効であると考えられるため、地域資源としての伝統芸能の活用を積極的に推進されたい。

また、博多伝統芸能振興会では、海外からのインバウンド客や国内観光客が博多の伝統芸能に実際に触れて体験できる体験型の文化施設として、櫛田神社前に「博多伝統芸能振興会館（仮称）」の整備を進めている。福岡市においては、この施設も含め伝統芸能を貴重な観光資源として積極的に活用することで、博多部、福岡の観光・経済振興を図られたい。

- 「博多伝統芸能振興会館（仮称）」を博多部や福岡の観光振興に積極的に活用するとともに、会館の安定的な事業推進や、より一層の伝統芸能の振興を図るため、博多伝統芸能振興会に対する支援を図られたい。
- 「博多芸妓」、「博多独楽」、「筑紫舞」、「博多仁和加」などの伝統芸能を地域資源として積極的に活用されたい。

② 冷泉地区の観光拠点機能整備、御供所地区との回遊性向上

冷泉地区を観光拠点ならびに地元伝統工芸・文化等の発信拠点となるよう整備されたい。また、冷泉・御供所両地区の回遊性向上のために道路・標識・その他諸施設を整備されたい。

- オープントップバス・観光バス・自家用車・タクシーの乗降場・駐車場（駐輪場）などを整備されたい。なお、冷泉地区における駐車場は敷地の有効活用と景観の点から冷泉小学校跡地または冷泉公園の地下に設置されたい。
- 安全で歩きやすく景観に優れた道路を整備されたい。特に、周回ルートとなる承天寺

通りと御供所通りの連結性、および大博通りを挟んだ冷泉側（櫛田表参道）と御供所側の連結性向上のための地下道等を整備されたい。

③ セントラルパーク構想の早期実現、福岡城跡・鴻臚館跡の整備

福岡の歴史・芸術文化・観光の発信拠点として、「セントラルパーク構想」の実現や福岡城跡・鴻臚館跡の整備を図られたい。

④ 主要観光拠点とその周辺商店街の回遊性向上

福岡市内の商店街の所在地、移動手段・経路、見どころを観光マップに掲載するなど、主要観光拠点と周辺商店街の回遊性向上を図られたい。

(5) 観光客受け入れ促進のための環境整備

インバウンドをはじめとする増大する観光客にとって利便性が高く、快適な観光環境の提供を図られたい。

- 訪日外国人観光客の消費拡大を図るため、免税店の拡大に向けて、小売店に対する消費税免税制度の周知や導入支援等を図られたい。
- 公共施設・空間や駅、大型商業施設、宿泊施設、飲食店などにおいて、無料W i - F i 環境のさらなる充実を図られたい。
- 訪日外国人観光客が慣れない土地で不自由なく観光できるよう、多言語対応可能な観光案内所の整備・充実を図られたい。また、AR（拡張現実）アプリ等の先進的なICTの活用促進を図られたい。
- 単独では取り組むことが難しい小売・飲食業等の小規模事業者に対して、多言語対応といった「おもてなし」の取り組みを支援するなど、観光産業に従事する人材の育成を推進されたい。
- 観光バス等の駐車スペース確保や公共交通機関の充実、無電柱化による歩行者空間の整備、屋台周辺の環境整備など、観光インフラの整備に取り組まれたい。また、国体道路におけるタクシー乗車実証実験は渋滞緩和に効果が確認された一方、観光客にとって分かりにくく混乱を来していることから、乗り場設置など官民連携で改善を図られたい。
- 観光客が急伸び、今後、市内のホテル等宿泊施設の容量が不足することが懸念される。宿泊施設の容量が来福の制約とならないよう受け入れ環境整備が重要である。公衆衛生や地域の安全安心には充分配慮された上で、各種優遇策や規制緩和を含め様々な支援策を検討されたい。
- 飲食施設・商業施設の多言語化とともに、福岡市が現在取り組んでいる、地域と連携したモバイル決済システムの実証実験のさらなる推進を図られたい。
- どんたく等の大規模イベントは、国内外からの誘客に大きな効果があり、今後も安心・安全に事業を継続することが必要である。そのため、危機管理にかかる体制を強化するとともに、それぞれの役割や責任の明確化を図るなど、より一層連携を強化し災害・事故等のリスクに備えられたい。

4. 大規模スポーツ大会等の誘致・開催

(1) ラグビーワールドカップ2019、2021年世界水泳選手権開催に向けた取り組みの推進

①大会成功に向けたPRなど取り組みの積極的な推進

福岡市での開催が決定したラグビーワールドカップ、世界水泳選手権については、行政・議会・経済界・報道機関・スポーツ団体等が一体となって大会成功に向けた取り組みを推進されたい。

また、大規模スポーツ大会は、世界各国との交流促進、「福岡」の知名度・イメージの向上など、地域の活性化に大きく寄与することから、今後も招致・開催に取り組みされたい。

- 大会の周知・広報やラグビー・水泳の普及など、市民の開催機運の醸成を図られたい。

②ワールドカップ開催に相応しいスタジアムの整備

ラグビーワールドカップの試合が行われるレベルファイブスタジアムについて、大規模な国際大会の試合会場として相応しい施設になるよう整備・改修されたい。

- 電光掲示板の改良や観覧席の個席化など、国際大会の開催に必要な施設の改修・整備をされたい。
- 年間を通して賑わいのあるスタジアムを目指し、スポーツイベント以外での施設利用促進や市内拠点からのアクセス手段の整備・充実に取り組みされたい。

③オールブラックス事前キャンプの積極的な招致

福岡市は、ハード面、ソフト面いずれも他に引けを取らない環境を持っている。「福岡」の知名度・イメージの向上などに大きく寄与するため、オールブラックス事前キャンプの招致を是非、実現されたい。

- ニュージーランド最大の都市オークランドと姉妹都市でもあることから、世界最強と言われる同国代表「オールブラックス」の事前キャンプを実現するため、開催に伴う費用負担も含め、積極的な取り組みを推進されたい。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の好機を活かし、その効果を地域の活性化に繋がるよう取り組みされたい。

- 芸能・芸術・祭りなど地域の文化を世界に発信できる機会として、文化プログラムに積極的に取り組みられ、交流人口の拡大と地域の活性化を図られたい。

(3) 大規模スポーツ大会等の開催後を見据えた経済効果の持続化

大会等による経済効果を一過性のものとせず、開催により醸成された情報発信や集客力などを継続できる取り組みを進め、経済効果の持続を図られたい。

5. 本社機能・政府機関などの誘致

福岡市における高度な都市機能の集積、国内外との多様なネットワーク、災害リスクの低さなどの特性を踏まえ、東京圏に集中する企業の本社機能や海外企業の国内拠点、政府機関の誘致について積極的に推進されたい。

- 国内外の有力企業や政府機関等の福岡市への移転誘致について、積極的に推進されたい。
- 地域の強みを活かし、地域の成長を牽引する企業の誘致・育成を図られたい。
- 海外企業や外国人労働者を含め幅広く誘致するには、子供の教育、家族の就労、住居などの生活環境の整備も不可欠であることから、インターナショナルスクールの拡充や外国人向け医療の充実、就労ビザ緩和などの受け皿体制の整備に取り組まされたい。

Ⅱ. アジアの拠点都市に相応しい都市機能整備

1. 将来を見据えた都市基盤整備

(1) 福岡空港の整備促進

九州・西日本地域の経済や交流を支える中核的拠点空港である福岡空港においては、円滑に離着陸できる容量を超え、離発着の遅延が常態化している。将来にわたって、アジア、世界を見据えた経済活動を展開するため、さらに高まる航空需要に十分に対応できるよう能力確保や体制整備を図られたい。

- 福岡空港における滑走路増設および平行誘導路二重化の早期整備に向けて、予算の確保や工期短縮について国に強く働き掛けられたい。
- 国際線において出入国の迅速化を図るため、入国審査官のさらなる増員や顔認証による自動化ゲートの導入など、C I Q機関の機能拡充に向けた取り組みを国に働きかけられたい。
- 空港へのアクセス強化を図るため、福岡空港への自動車専用道路を早期に整備されたい。
- 国内線と国際線ターミナルにおける旅行者の移動の利便性・快適性向上のため、新たなアクセス手段の整備を検討されたい。

(2) 地下鉄七隈線延伸の早期整備

地下鉄七隈線延伸は、市民の利便性はもとより、九州の陸海空の玄関口である福岡の魅力を高め、市の発展に資するものと期待されており、万全な安全対策を講じた上で、早期整備を図られたい。

- 万全な安全対策を講じた上で、地下鉄七隈線延伸の早期実現に向け予算確保について国に強く働き掛けるとともに、工期短縮に努められたい。
- 中間駅地上出口を国体道路北側（櫛田神社側）へ設置するとともに、各観光拠点と結節する案内標識等の整備を図られたい。

(3) アイランドシティの整備促進

① コンテナターミナルの早期整備

博多港における国際海上コンテナ取扱量は全国平均の伸び率を大きく上回る勢いで増加し、また背後に物流施設の建設も進められている中、コンテナターミナルの機能強化を図られたい。

- 博多港における将来のコンテナ取扱量の増加と船舶大型化に対応した、大水深岸壁（耐震強化）の整備やコンテナターミナルのヤード拡張の早期整備を図られたい。

②自動車専用道路アイランドシティ線の早期整備

アイランドシティは、競争力のある港湾の整備、病院などの都市機能や企業の集積、良質な住環境の形成など先進的な都市づくりが進められている。一方、新青果市場の開場をはじめ企業の進出によって雇用増大が見込まれており、多様な交通需要と都市機能強化に対応できるよう交通インフラの早期整備と公共交通機関の充実を図られたい。

- 交通需要増加に対応するために自動車専用道路アイランドシティ線延伸の早期整備を図られたい。
- 市民の交通手段を確保するため、バス便の増加やバス停の増設に取り組まれたい。また、緊急時の交通ニーズへ対応するために、公共施設などに（5台程度常駐可能な）タクシープールを設置されたい。

(4) 都心部の開発と回遊性向上および交通渋滞の緩和

アジアの拠点都市としての役割・機能を高めるべく、国家戦略特区による規制緩和を活用した「天神ビックバン」を積極的に推進し、都心部の開発を図られたい。また、インバウンドの増加に伴う交通渋滞の緩和や、観光都市としての魅力増進を図るためにも将来を見据えた交通網の整備を図られたい。

- 都心循環BRTの形成を促進し、博多駅周辺、天神・渡辺通、ウォーターフロントの3地区の回遊性向上を図られたい。
- 都心部の交通渋滞緩和のため、民間事業者に配慮しつつ、公共交通の利用促進、都心部における敷地外での駐車場の集約化、周辺部駐車場の利用促進、パークアンドライドの導入などにより、都心部への車両乗り入れ抑制に取り組まれたい。
- 国家戦略特区による規制緩和を活用した「天神ビックバン」を積極的に推進されたい。

(5) 歴史を活かした街づくり

福岡の財産である歴史的建造物やその街並みは、博多祇園山笠や博多松囃子などの歴史ある祭りや伝統・文化とともに、福岡らしい魅力を創出している。これらの伝統や市民文化を守り、今後も継承していくため、歴史的資源の保存とともに、歴史的資源やその周辺を含めたきめ細かな景観形成・維持に配慮し、街づくりに取り組まれたい。

(6) 商店街等と共生する街づくり

九州大学箱崎キャンパス跡地や青果市場跡地および旧大名小学校跡地などの周辺の商店街等にとって、開発・街づくりの方針といった情報は今後の商店街活動や個々の経営を考えるにあたり、非常に重要な情報である。

周辺地域へ影響の大きな開発・街づくりにおいては、周辺商店街等への積極的な情報提供や意見聴取の場の設定などにより、さらに商店街等と共生する街づくりに取り組まれたい。

- 周辺地域へ影響の大きな開発・街づくりにおいては、周辺商店街等へ積極的に情報を提供するとともに、意見聴取の場を設定されたい。
- 地域商店街等との回遊性の高い共存共栄可能な街づくりを推進されたい。

2. 安全・安心な街づくりの推進

(1) 飲酒運転撲滅の一層の強化

飲酒運転撲滅に向けて、市民や企業への働き掛けのさらなる強化を図られたい。

(2) 安全で快適な回遊できる街づくり

福岡に住み訪れる人が治安の良さや安心を実感できる街づくりを推進することが重要である。商店街や自治会・町内会等と官民連携で、防犯やマナーアップなどに取り組まれたい。

- 市民の安全で快適な暮らしを実現するために、街灯や街頭防犯カメラの増設に取り組まれたい。
- 安全で快適に市内を回遊できるよう、自動車・自転車のマナーアップを図るとともに走行路・走行空間の確保を図られたい。
- 路上禁煙地区におけるルールの周知徹底や、タバコのポイ捨て防止の啓発推進など、喫煙マナーの普及・啓発を図られたい。

(3) 防災意識の啓発活動推進および災害時の連携体制の構築

昨年の熊本地震や本年7月の九州北部豪雨などにより、当所においても災害への備えの重要性が改めて認識されたところである。いつ何時発生するか分からない災害に対して、防災意識の啓発活動を推進するとともに、災害時における当所との連携を図られたい。

- 防災訓練への参加を呼びかけるなど、企業の防災対策意識が向上するための啓発活動を推進されたい。
- 福岡商工会議所ビルが被災し使用不可となった場合の事務所機能の提供など、災害時を想定した当所との連携体制の構築を図られたい。

Ⅲ. 地域を支える商工業者の持続・成長に向けた支援

1. 中小企業・小規模事業者支援策の拡充・連携強化

平成26年改正の「小規模支援法」において、商工会議所等が「中核」となって他の機関と連携し、地域総ぐるみで小規模事業者の支援を行うことが明記された。中小企業・小規模事業者の経営課題が高度化・複雑化する中、商工会議所は専門家や行政等の支援策の活用など全体をコーディネートしながら事業継続や経営力向上の支援をしている。さらに、地域活性化に繋がる面的支援も同時に展開し、その果たすべき役割と事業者からの期待は一段と大きくなっている。

福岡市においては、平成29年7月施行の福岡市中小企業振興条例に基づく第二次中小企業・小規模事業者振興推進プランによる中小企業の振興に関する施策の一体的推進と、安定的な実施体制と予算を確保するとともに、国と福岡市の各種施策の相乗効果が十分発揮されるよう、商工会議所との連携を一層強化されたい。

特に、市内事業所数の約6割を占める小規模事業者に対しては、中規模企業に比べて経営基盤が弱いことを踏まえたうえで、小規模事業者でも利用しやすい施策が展開されるよう配慮されたい。

また、企業の持続・成長に向けた支援のためにも、企業のライフサイクル（創業、持続的発展、事業承継等）に応じたきめ細かい補助金制度の拡充を図られたい。

2. 企業のライフサイクルに対応したきめ細かい支援策の拡充

起業から安定期・成長期など、企業の成長段階に応じて異なる支援ニーズにきめ細かく効果的・効率的に対応するため、施策の一体的な展開を含め、福岡商工会議所との一層の連携を図られたい。

(1) 国家戦略特区を活用した創業支援の強化

- 創業の促進には、とりわけ創業希望者を増やす取り組みが重要である。起業マインド醸成を促すセミナーの開催や、スタートアップカフェと連携した創業希望者の掘り起しに積極的に取り組まれない。また、商工会議所との連携による創業塾への継続支援により、ノウハウの不足・資金調達・販路開拓・人材確保などの創業希望者の課題に対し、創業準備段階から事業が軌道に乗るまで、段階に応じたきめ細かな支援を講じられたい。
- 「FUKUOKA growth next」と連携し、創業間もない企業に対して、着実な成長に向けた切れ目のない支援、インキュベーション施設機能の拡充やインキュベーションマネージャーによる支援体制の充実、交流機会の促進など、機能強化を図られたい。
- 産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業の効果的な運営、および当事業の継続を推進されたい。また、産業競争力強化法の延長について、国に対しての働きかけを図られたい。
- 創業間もない企業の販路開拓やビジネスマッチング、人脈形成・人材確保などに資するマッチング事業の強化を図られたい。
- 海外の起業家を積極的に呼び込めるよう、外国人創業者の受け入れ促進、スタートアップビザの活用促進など、「グローバル創業・雇用創出特区」活用による施策や規制緩和を講じられたい。
- 創業時の負担軽減のために、創業希望者が創業しやすい環境整備を推進されたい。
 - ・創業時の行政手続きの手間を減らし、商品・サービス開発や販路開拓などの本業に専念できるよう、創業時に必要な各種行政手続き（税務・登記・雇用関係など）について申請窓口を一本化し、ワンストップ化を図るよう規制・制度改革に取り組まれたい。
 - ・創業間もない中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化し、拡大・発展を後押しするため、創業後5年間の法人税の減免や、その間に生じた欠損金の繰越控除期間（資本金額1億円以下の場合9年間）の無期限化などの規制・制度改革に取り組まれたい。

(2) 企業の持続的発展のための支援

- 中小企業の人手不足が深刻化する中、IT・IoTなどの活用は、「生産性の向上」のみならず、これからの持続的な成長に不可欠である。中小企業のバックオフィス業務の効率化による生産性向上や、経営革新（イノベーション）に資するIT・IoTの活用の促進を図られたい。
- 経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者は、費用面や専門人材の不足によりIT・IoTの導入が進んでいないため、IT・IoTをはじめ企業イノベーションの専門知識をもつフリーランス人材の活用の促進を図られたい。
- 中小企業・小規模事業者においても活用しやすいクラウドファンディングなど、新たな資金調達手段の周知を図られたい。

(3) 円滑な事業承継に向けた支援策の実施

- 中小企業の経営者の高齢化が進む中、事業承継は企業存続のための喫緊の課題である。地域が活力を維持するためには、中小企業がもつ「価値ある事業」を残すことが必要であり、円滑な事業承継に向けた環境整備の促進が不可欠である。経営者自身の事業承継に対する課題認識が重要となることから、事業承継に向けた早期取組の呼びかけ、気づきの促進を進める必要がある。そのためにも、「福岡県事業引継ぎ支援センター」と連携した相談体制の構築や、「後継者人材バンク」の周知活用の促進を図られたい。
- 事業承継は親族外承継によるM&Aの買い手企業の成長や、創業希望者による既存の経営資源を活かした創業などの機会でもあるため、事業承継の促進を積極的に図られたい。特に、後継者不在の企業と創業希望者のマッチング機会の創出への取り組みを図られたい。

3. 人材確保への支援強化と、多様な人材活用の推進

少子高齢化や人口減少が進むことで労働力不足が顕著になっている。特に、中小企業の人手不足は深刻化しており、今後さらに成長率を押し下げる要因になりかねない。こうした構造的な問題に対応するため、「生産性向上」とともに、「働き方改革」や「多様な人材の活用」に取り組む必要がある。ついては、以下の取り組みに注力されたい。

(1) 人材確保のための採用支援

- 中小企業においては、新卒採用のみならず、即戦力となる人材を求めている。「売り手市場」の今、中小企業が求める人材を採用できるよう、U I J ターンを含めた中途採用の推進に資する支援の充実を図られたい。また、ウェブサイトによる募集手段を構築し、中小企業・求職者双方がアプローチ可能な環境を整備するなど、人材獲得手段の提供および充実化に注力されたい。
- 中小企業においては人材確保・定着に関する専門人材が不在・不足しており、外部専門家による支援が必要となる場合も多い。より強固な支援体制を構築するためにも、福岡市と当所による共同窓口を設置し、個別相談を通じた中小企業の円滑な人材確保に注力されたい。

(2) 女性・シニア・外国人・障がい者などを含めた多様な人材活用や働き方改革の推進

- 人手不足・人材不足といった課題に対し、経営者自身が変化する社会環境を認識して「働き方改革」や「多様な人材の活用」の意義を理解することが重要となるため、経営者の意識変革のための気運醸成に繋がる取り組みを図られたい。また、人材確保・定着のために、「求職者目線」を意識した採用活動に資する取り組みの支援、中小企業への情報提供の強化、働きやすい職場環境の整備促進などに注力されたい。
- 「働き方改革」や多様な人材の活用を推進し、女性・シニア・外国人・障がい者などを含め、多様な人材が能力を発揮できる環境整備の支援を図られたい。多様な人材の活躍推進や子育て・介護などの両立支援に取り組む中小企業の先進事例、行政・団体が行うサポートの周知、積極的に取り組む企業へのインセンティブ付与などにより、多様な人材が活躍するための環境づくりに取り組まれたい。
- 育児・介護など、特にライフスタイルに影響を受けやすい女性の活躍推進のために、職場環境を整備し「働き方改革」を進めていくことは、ひいては、全ての労働者のワ

ークライフバランスの改善に繋がる。そのために、保育所などの待機児童解消に向けた取り組みを強力に推進されたい。さらに、女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画」の策定支援を積極的に図られたい。

- 外国人の活用については、グローバル人材の育成・活用の観点から、福岡で就職を希望する優秀な留学生の確保や、外国人・留学生が地元に着定できる環境づくりを図られたい。また、国家戦略特区を活用し、中小企業でも外国人人材を雇用しやすい環境を整え、事業の維持・拡大が図れるよう規制緩和を推進されたい。さらに、外国人・留学生の受け入れ体制の構築支援や、留学生のキャリア教育・職業観醸成の支援などにより、企業・教育機関と外国人・留学生との相互理解を促進し、人材マッチングと企業の受け入れに注力されたい。

(3) 地元企業を「知る」機会の創出支援

- 中小企業は、大手企業と比較して情報発信力が弱く、知名度の不足が課題である。課題解決のためには、就職活動やインターンシップへの参加が本格化する前の大学1・2年時から、地元の中小企業への理解を深めるための「キャリア教育」が重要である。については、長期インターンシップ制度など学生へのキャリア教育を通じ、地元企業を『知る』機会の創出を図られたい。また、「キャリア教育」を通じて大学生の職業観を養成し、地元企業への就職意欲に結びつけるとともに、採用ミスマッチの防止に注力されたい。

4. 地域商業・商店街の支援

地域の商店街は、商業者が集積し、地域経済の重要な役割を担うとともに、地域の生活・防犯・防災等の社会的機能を補完し、地域コミュニティの担い手としての役割を果たしている。地域商業・商店街の再生・活性化に向け、商業者のニーズを踏まえた地域商業・商店街対策を推進されたい。

- 商店街が実施するプレミアム付き地域商品券発行事業は、地域における消費喚起や商店街への集客力向上に大きな効果をあげるものであるが、福岡県からの補助だけで実施できる商店街は少ないのが現状である。規模の小さな商店街でも本事業に取り組めるよう、福岡市においても予算化し本事業へ助成されたい。その際には、商店街等における運営経費に対する資金繰りにも配慮されたい。
- 地域が一体となって地域活性化を推進するため、大型店やチェーン店をはじめ商店街等の全ての事業者に対して、商店街組織等への加入および活動に対する参加・協力に関する啓発をされたい。
- 商店街の広報支援などを含め、商店街対策や空き店舗対策を拡充されたい。また、これらの施策を規模の小さな商店街でも利用しやすいよう、補助金申請手続きや申請書類等の簡素化を図られたい。
- 地域コミュニティの担い手である商店街が「ふれあいの場」として賑わいを取り戻し、再生・活性化を促進できるよう、商店街の個店それぞれの集客力向上に繋がる集団指導や、店舗診断に対する助成を図られたい。

5. 公共事業をはじめ地場企業の受注機会の拡大

中小企業の官公受注への取り組みを継続し、引き続き十分な事業枠の確保と契約拡大に努められたい。

- 公共工事や物品・サービスの発注に際して地場企業へ優先発注するとともに、労務費・資材単価などの変動を反映した適正価格での発注に十分に配慮されたい。また、雇用確保の観点から、中小企業が発注に対応するための人員確保に過度の負荷がかからないよう、時期的偏りを作らず、年間通して安定的に発注するよう配慮されたい。
- 大規模建築物のPFI方式の発注は、中小企業の受注機会の減少に繋がることのないよう、十分配慮されたい。
- 総合評価方式について、民間の技術力活用と品質確保のため、事業者の技術的能力の審査を適切に行い、Ⅱ型についても技術提案の優劣等も踏まえた総合的な評価が行われるように検討をされたい。

以上

平成29年10月3日

福岡商工会議所
会頭 礒山 誠 二